

定 款

株式会社ペルセウスプロテオミクス

2023 年 3 月 1 日 改定

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ペルセウスプロテオミクスと称し、英文では、Perseus Proteomics Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医薬品、医薬部外品、化粧品の開発及び製造販売
- (2) 試薬の開発及び製造販売
- (3) ゲノム情報から予測される機能を有する食品、化学物質の開発及び製造販売
- (4) 上記の開発に伴う受託業務
- (5) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法による。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、24,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は9名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第19条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第32条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果その他法令で定める事項については、議事録に記載し、又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の任期)

第 3 4 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 3 5 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が、監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 3 6 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 3 7 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

(中間配当)

第 3 8 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 3 9 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未交付の配当財産には利息を付けない。

附則

1. 2 0 2 0 年 6 月 2 9 日開催の定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任の取締役会の決議による免除については、なお従前の例による。
2. 2 0 2 0 年 6 月 2 9 日開催の定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

平成12年11月15日 作成
平成12年11月24日 公証人認証
平成13年 2月 1日 会社設立
平成14年 7月31日 一部変更
平成15年 8月 1日 一部変更
平成15年 8月20日 一部変更
平成16年 9月16日 一部変更
平成16年12月17日 一部変更
平成17年 3月17日 一部変更
平成17年 8月25日 一部変更
平成17年12月15日 一部変更
平成18年 1月23日 一部変更
平成18年12月14日 一部変更
平成21年12月16日 一部変更
平成22年 4月 1日 一部変更
平成27年 6月18日 一部変更
平成29年 6月21日 一部変更
平成30年 3月15日 一部変更
平成30年 6月21日 一部変更
2019年 6月20日 一部変更
2019年12月10日 一部変更
2020年 6月29日 一部変更
2020年10月13日 一部変更
2021年3月10日 一部変更
2022年6月23日 一部変更
2023年3月1日 一部変更

2023 年 3 月 1 日改定の内容

変 更 前	変 更 後
第1条～第39条(記載省略) (附則) 1. ～2. (記載省略) <u>3. 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提 供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>4. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u> <u>5. 第3項から本項の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>	第1条～第39条(現行どおり) (附則) 1. ～2. (現行どおり) (削除) (削除) (削除)